

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	汚染土壌の搬出時の運搬の方法等に関する計画の変更の命令	
根 拠 法 令	土壌汚染対策法	
根 拠 条 項	第16条第4項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	<p>1 処分の要件 法第16条第1項及び第2項の規定による届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるとき。 (1) 運搬の方法が法第17条の環境省令（施行規則第65条）で定める汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 (2) 法第18条第1項の規定に違反して当該汚染土壌の処理を第22条第1項の許可を受けた業者（汚染土壌処理業者）に委託しない場合</p> <p>2 処分の内容 その届出をした者に対し、その届出を受けた日から14日以内に限り、上記要件の各号に対し、次に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。 上記(1)の場合、当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること。 上記(2)の場合、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。</p>	
	参 考 事 項	法第17条（施行規則第65条）、第18条（罰則）法第65条
	設定等年月日	平成26年8月1日設定（令和3年4月1日最終変更）